

おおさわの老人保健施設 かがやき

通所リハビリ利用約款及び重要事項説明書

R6.4.1 作成

おおさわの介護老人保健施設かがやき通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)
利用約款

(約款の目的)

第1条 おおさわの介護老人保健施設かがやき (以下「当施設」という。)は、要介護状態 (介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者 (以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書を当施設に提出した後、利用開始日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもつて、繰り返し当施設の通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2 又は別紙3 (本項において「本約款等」という。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者 (民法第20条第1項に定める行為能力者。以下同じ。) であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス (介護予防サービス) 計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス (介護予防サービス) 計画作成者に連絡するものとします (本条

第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、請求書兼領収書に領収印を押印し領収書とします。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用さ

れません。

- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（介護予防支援事業所））等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(虐待の防止について)

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	渡辺 行雄
-------------	-------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(感染症の予防及びまん延の防止について)

第13条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催すると共にその結果について従業員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続計画の策定について)

第14条

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(要望又は苦情等の申出)

第15条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第16条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(別紙1)

重要事項説明書

あなたに対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第119条及び第8条（厚生労働省令第35号123条及び8条）に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 おおさわの福祉会	主たる事務所の所在地	富山県富山市下夕林141番地
法人種別	社会福祉法人	代表者の氏名	理事長 岩井 広行
電話番号	076-467-1000	ファックス番号	076-468-0001

2. ご利用施設

施設の名称	おおさわの介護老人保健施設	施設の所在地	富山県富山市春日362-1
都道府県知事許可番号	1650180183	施設長の氏名	渡辺 行雄
電話番号	076-467-5151	ファックス番号	076-467-5009

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	通所（介護予防通所）リハビリテーション		都道府県知事の指定	富山市
指定年月日	令和6年4月1日		指定番号	1650180183
入所利用定員	100名		営業日	365日
短期入所療養介護利用定員	入所状況に応じて		営業日	365日
通所リハビリ	利用定員	40名	営業日・時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30
	休業日	日曜日・正月（1/1～1/3）		

4. 事業の目的と方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事のできるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図る事を旨とする。
上記サービスを運営基準等関係法令に基づき、妥当適切に執り行う事を基本方針とする。

5. 施設の概要

建 物	鉄 骨	延床面積	4,420㎡
-----	-----	------	--------

主な設備

設備の種類	数	面 積	設備の種類	数	面 積
診察室	1階 1	22.2㎡	デイルーム	3階 1	21.4㎡
機能訓練室	2階 1	143.1㎡	サービスステーション	1階 1	13.7㎡
デイルーム	1階 1	172.7㎡	特別浴室	1階 1	29.6㎡
デイルーム	1階 1	58.3㎡			

6. 職員体制

従業者の職種	員 数	区 分				常勤換算後 の人員	指定基準	保有資格
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1	1（常勤）	
医師	1		1			1.05	1	
看護職員	2						4	

介護職員	8	8						
支援相談員	1	1						
理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士	3		3			1	0.4	

7. 職員の勤務体制

区分	勤務時間	休暇	
常勤	8:00～17:00	4週8休	月曜日から土曜日の勤務
	8:30～17:30		

8. サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。料金は別紙参照）

(1) 介護保険給付によるサービス

サービス種別	内 容	自己負担額
医療・看護	病状にあわせた医療・看護を提供します。それ以外でも必要がある場合には適宜診察しますので、看護師等にお申し付けください。	通所（介護予防）リハビリテーションサービス費及び各加算の一部をお支払いいただきます。 （「介護保険負担割合証」に記載されている、自己負担割合に応じてお支払いいただきます。）
機能訓練	理学療法士、作業療法士による機能訓練を状況にあわせて行います。	
排せつ	排泄状況に合わせ適宜、適切に行います。	
入浴・清拭	月～土（居宅サービス計画に則り） 午前中	
離床	寝たきり防止のため、離床のお手伝いをします。	
着替え	着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
娯楽等	状態に合わせたレクリエーション、行事等を行います。	
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。	
送迎	通常の実施地域は富山市です。	

(2) 介護保険給付外サービス

	内 容	自己負担額
食 事	昼食12時、できるだけ離床して食堂でお食ください。献立表は、掲示板にあります。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	750円（おやつ含む）
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事、クラブ活動を行っています。	教養娯楽費として1日当たり65円をご負担頂きます。
日常生活品の購入代行	トイレトペーパー等日用品の購入の代行をさせていただきます。	日用品費として1日当たり65円をご負担頂きます。

9. 苦情等申立窓口

当事業所内	受付担当者	加藤 ルリ子	
	苦情解決責任者	吉野 英樹	
	ご利用時間	毎日 9:00～17:00	
	ご利用方法	電話	076-467-5151
		面接	上記時間内で対応致します
投書		各階のご意見箱に投函して下さい	
国民健康保険団体連合会	076-431-9832 富山市下野豆田995-3 県市町村会館内		
大沢野総合行政センター地域福祉課	076-468-1111 富山市高内333		
富山市介護保険課	076-443-2076 富山市新桜町7-38		
富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280 富山市安住町5-21 富山県社会福祉協議会内		

10. 事故発生時の対応

当施設内で事故が発生し処置が必要になったときは、施設内または連携している協力医療機関に連絡し、診療・往診又は入院等の指示を仰ぎ、ご家族には詳細に経過を説明、報告致します。また、日頃より応急手当処置の知識・方法などについて研修します。また、サービスの提供に当たり、利用者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、速やかにその損害を賠償します。

1.1. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「おおさわの介護老人保健施設かがやき 消防計画」にのっとり対応を行う		
平常時の訓練	別途定める「おおさわの介護老人保健施設かがやき 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。		
防災設備	スプリンクラー (有)	避難階段 (有)	自動火災報知器 (有)
	誘導灯 (有)	ガス漏れ報知器 (有)	防火扉・シャッター (有)
	屋内消火栓 (有)	非常通報装置 (有)	漏電火災報知器 (有)
	非常用電源 (有)	カーテン布団等は、防災性能	

1.2. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	利用者本人で管理してください。
現金等の管理	利用者本人で管理してください。
宗教・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1.3. 協力医療機関

医療機関の名称	富山市立 富山市民病院
開設者	富山市
所在地	富山県富山市今泉292
電話番号	076-422-1112
診療科	全科
入院設備	有り

1.4. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	山田歯科医院
開設者	山田雅敏
所在地	富山市高内227-4
電話番号	076-467-0195

15. 守秘義務

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行います。

(別紙2)

料金表

要介護

項目		
通所リハビリ（6時間以上7時間未満）	介護1	715単/日
	介護2	850単/日
	介護3	981単/日
	介護4	1137単/日
	介護5	1290単/日
理学療法士等体制強化加算（1時間以上2時間未満）	30単/日	
リハビリテーション提供体制加算（3時間以上4時間未満）	12単/日	
リハビリテーション提供体制加算（4時間以上5時間未満）	16単/日	
リハビリテーション提供体制加算（5時間以上6時間未満）	20単/日	
リハビリテーション提供体制加算（6時間以上7時間未満）	24単/日	
リハビリテーション提供体制加算（7時間以上）	28単/日	
入浴介助加算（Ⅰ）	40単/日	
入浴介助加算（Ⅱ）	60単/日	
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ（同意6月以内）	560単/月	
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ（同意6月超）	240単/月	
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ（同意6月以内）	593単/月	
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ（同意6月超）	273単/月	
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ（同意6月以内）	830単/月	
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ（同意6月超）	510単/月	
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ（同意6月以内）	863単/月	
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ（同意6月超）	543単/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（週2回限度）	240単/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,920単/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算（利用開始6月以内）	1,250単/月	
若年性認知症利用者受入加算	60単/日	
栄養アセスメント加算	50単/月	
栄養改善加算（月2回限度）	200単/日	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）	20単/回	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（月2回限度）	5単/回	
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	150単/回	
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ（月2回を限度）	155単/日	
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ（月2回を限度）	160単/日	
重度療養管理加算	100単/日	
中重度ケア体制加算	20単/月	
科学的介護推進体制加算	40単/月	
移行支援加算	12単/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単/日	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×4.7%	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×2%	

要支援

項目	単位
支援 1	2, 268 単/月
支援 2	4, 228 単/月
栄養改善加算	200 単/月
栄養アセスメント加算	50 単/月
口腔栄養スクリーニング加算 (I)	20 単/月
口腔栄養スクリーニング加算 (II)	5 単/月
口腔機能向上加算 (II) (3月以内、月2回まで)	160 単/月
サービス提供体制加算 (I) 支援 1	88 単/月
サービス提供体制加算 (I) 支援 2	176 単/月
一体的サービス提供加算	480 単/月
ベースアップ等支援加算	所定単位数×1%
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×4.7%
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数×2%

(別紙3)

個人情報の利用目的

おおさわの介護老人保健施設かがやきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

おおさわの老人保健施設かがやき
管理者 渡辺 行雄 殿

大沢野老人保健施設かがやきの施設（介護予防）通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

利用者	(フリカナ) 氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
	住 所	〒 電話番号		

身元引受人	(フリカナ) 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所	〒 電話番号		
	勤 務 先	電話番号		

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

(フリカナ) 氏 名		性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住 所	〒 電話番号		